

誓約書 (加害者側)

被保険者氏名

笠松町の国民健康保険の被保険者 **笠松 太郎** が受けた保険給付は、私の不法行為に基づくものですので、次の事項を遵守することを書面をもって誓約いたします。

- 1 保険給付額確定時に損害賠償金を貴殿に支払いすること。
- 2 貴殿の書面承諾なしに示談したときは当該給付分に限り、何人に対しても示談の効力を主張しないこと。
- 3 上記1の支払いに充てるため交通事故が負傷原因の場合 **▲▲海上火災** 保険株式会社（農業協同組合）に対して有する自動車損害賠償責任保険（共済）から受けるべき保険金（共済金）中、その給付額を限度として貴殿が優先的に受領することを承認し、同優先部分については誓約者の受領権行使をしないこと。

加害者側の自賠責保険会社名

加害者が誓約した年月日

〇〇年 〇月 〇日

加害者本人の署名・印鑑

誓約者 住 所 **岐阜市〇〇町△△番地**

氏 名 **松 笠 花 子** 印

保証人は、誓約者と生計を共にしない方が記入ください。(※加害者側の任意保険会社を含む)

保証人 住 所 **笠松町司町1番地**

氏 名 **笠 松 太 郎** 印

笠松町長様

(注) 印鑑証明を添付して下さい。

<注意事項>

- ① 保険者が代位取得したことによる債権を確保するために、加害者側に誓約をさせます。
- ② 誓約者に誓約書の内容及び国保法第64条第1項の趣旨を十分説明し周知して、本書1部を誓約者に保持させます。
- ③ 次のケースでは、加害者側から提出を求める手段を適宜講じてください。
 - * 自賠責保険の限度額を、すでに当事者が受領している場合は、誓約書中「3」を抹消する。
 - * 被害者の過失が相当認められ、加害者側がこのことを主張した場合は、「1」の文中に「過失割合により、損害賠償金を貴殿に支払いすること」と補筆する。
 - * 被害者の過失が相当認めらるケースで加害者が本誓約を拒む場合は、無理に誓約していただく必要はありません。
- ④ 加害者が未成年の場合は、監督義務者を誓約者としてください。
また、加害者が被用者の場合は、被用者本人を誓約者として、使用者を保証人としてください。
- ⑤ 加害者が2名以上の場合は、それぞれの加害者側から誓約書を提出させてください。